令和6年度 海外の有力な「一般系メディア」への情報発信強化業務 委託仕様書

1 委託業務名

海外の有力な「一般系メディア」へのプロモーション強化業務

2 業務の目的

京都観光の海外向けプロモーションについては、海外情報発信・収集拠点の運営や旅行雑誌等の観光関連メディアへの取材支援、商談会への出展等に取り組んでおり、これらの取組を通じて、時期・時間・場所の分散化、マナー啓発等の観光課題対策、京都観光モラルの普及等、京都市が政策として伝えたい情報についても併せて発信しているところである。

本業務は、「市民生活と調和した持続可能な観光の実現」に向けて、観光課題対策や京都観光 モラルなど、京都市が重要な観光政策として伝えたい情報※1を、より一層効果的かつ的確に発 信していくため、「観光系メディア」だけでなく、政策面に関心の強い、政治や経済などの幅広 い時事を扱う海外の有力な「一般系メディア」※2を対象とした情報発信を強化し、報道・記事 化につなげていくことを目的とするものである。

※1 京都市が重要な観光政策として伝えたい情報の例

・京都観光行動基準(京都観光モラル)

https://www.moral.kyokanko.or.jp/

・観光課題対策(マナー啓発、手ぶら観光)

https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000214071.html

https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000315606.html

・観光客分散化施策(時期・時間・場所の分散化など)

https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000315511.html

特に、場所の分散化(「とっておきの京都」等)については、重点的に取り上げる。

https://totteoki.kyoto.travel/

- ・その他、世界情勢や類似都市での事例を分析し、京都市として積極的に発信するべき取組等。
- ※2 日本国内に支局的機能を有する海外の有力な「一般系メディア」を想定

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託金額の上限

6,600,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む) ※上記金額には、委託業務の内容に実施に係る全ての費用を含む。

5 委託内容

上記「2 業務の目的」に記載のとおり、海外の有力な「一般系メディア」に対し、京都観光 モラルや各種マナーの啓発、時期・時間・場所の分散化等の観光課題対策など、京都市が政策と して伝えたい情報を的確に情報提供するとともに、実際の報道・記事化につなげるために以下の 業務を実施する。

なお、報道・記事化の目標件数は、令和6年度内に6件以上とする。

(1) メディアリストの作成

「2 業務の目的」に沿った、海外の有力な「一般系メディア」のリスト作成

(2) メディア向け資料の作成と展開

観光課題対策や京都観光モラル等、京都市が政策として伝えたい情報を取りまとめた資料を 作成し、(1)でピックアップしたメディアに対し展開(資料の内容については、京都市観光協会 と調整のうえ作成。作成回数については要調整。)。

なお、京都市観光協会又は京都市からの各種情報や資料の提供については、基本的に日本語での対応となる。

(3) 報道・記事化につなげるための働きかけ・サポート

単に資料を展開するだけでなく、各メディアに対して積極的に取材依頼の働き掛けを行い、 実際の取材にまでつなげること。

また、実際の取材活動や記事化が円滑に進むために必要なサポート(事前打合せ、取材先との調整、スケジュール組み、同行、通訳、移動にかかる手配、取材場所の確保、取材に必要となる資料・情報の提供等を想定)を行う。

(4) 報道・記事化のモニター及びクリッピング 報道・記事化に至ったものの情報収集、確認及び成果をまとめた資料(日本語)の作成。

(5) その他

当協会が必要と認めた提案内容。

6 報告

本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に当協会と連絡調整を行うこと。

また、委託業務終了後、業務の実施内容及び要した経費について実績報告書を提出すること。

7 支払方法

委託料については、業務終了後の精算払いとする。受託者は業務終了後、業務の実施内容及び 要した経費について実績報告書を提出すること。ただし、精算に当たって剰余が生じた場合は戻 入しなければならない。

8 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知りえた個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事

業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。なお、損害賠償は委託契約書委託料の対価の総額を上限とする。

(3) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)については、原則として委託者に帰属させるものとする。

(4) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、当協会と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、当協会の指示するところによるものとする。

(5) 留意事項

受託者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき委託者が委託業務の一部又は 全部を解除し、委託料を支出しない又は支出している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。委託者は、契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

(6) 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により公益社団法人京都市観光協会が認めた場合はこの限りではない。